

議案第 22 号

木古内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

木古内町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 6 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

木古内町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第2項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附則中第2項の前の見出し及び同項を削る。

附則中第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。